

安保法制は、違憲！

安保法制違憲訴訟 かながわの会

第9回口頭弁論報告集会

2019年4月25日
YWCA 3階ホール

次 第

11:45～ 報告集会

- ◆開会あいさつ
- ◆第9回口頭弁論期日の報告
- ◆全国の安保法制違憲訴訟の状況

次回の期日は、**9**月**5**日**11**時**0**分

第9回口頭弁論期日 手続き更新にあたっての弁論

1 新安保法制法の違憲性

弁護士 石黒 康仁

弁論手続の更新にあたり、新安保法制法の違憲性について意見を述べる。

1 2015年9月19日、新安保法制法(平和安全法制整備法案及び国際平和支援法案)が参議院本会議の場で強行採決されて成立、2016年3月29日に施行された。この新安保法制法の成立に至る過程では、法案に対する市民の反対や慎重審議を求める声が大きくなるとなり、国会周辺や全国各地で広範な反対運動が展開されたが、政府・与党は、これら市民の声に背を向け、衆議院及び参議院での採決を強行し、しかも参議院の特別委員会における採決は、地方公聴会の報告も総括質疑もなく、「議場騒然、聴取不能」という混乱の中で行われたものであった。

2 原告らが本訴訟において新安保法制法の違憲性を訴える理由は、このような成立過程の異常さもさることながら、まずもってこの法律が、政府が従来一貫して憲法9条の下では許されないとしてきた集団的自衛権行使を「存立危機事態」における防衛出動として容認したことにある。

これまで政府は、自衛のための必要最小限度の実力組織である自衛隊は憲法9条2項の「戦力」に当たらないとする一方で、その自衛権の発動は、①我が国に対する急迫不正の侵害があること、②これを排除す

るために他の適当な手段がないこと、③必要最小限度の実力行使にとどまること、という3つの要件が必要であるとの解釈を定着させてきた。つまり、自国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃を、自国が攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止する権利としての集団的自衛権の行使は、自衛権発動のための3要件、特に①の要件に反し、憲法上許されないと解釈してきた。

また政府は、「必要最小限度の実力行使」についても、外部からの武力攻撃を我が国の領域から排除することを目的とするもので、自衛隊を他国の領土・領海・領空に派遣するいわゆる「海外派兵」は、自衛のための必要最小限度を超えるものであり、憲法上許されないとしてきた。

この海外派兵の禁止、集団的自衛権の行使の禁止という解釈は、昭和29年の自衛隊創設以来積み上げられてきた、一貫した政府の憲法9条解釈の根幹であり、内閣法制局及び歴代総理大臣の国会答弁や政府答弁書等において繰り返し表明されてきたもので、それは、憲法9条の確立された政府の解釈として規範性を有するものとなり、これに基づいて憲法9条の平和主義の現実的な枠組みが形成され、「平和国家日本」の基本的あり方が形作られてきたのであった。

ところが政府は、2014年7月1日、このように確立した憲法解釈を覆し、集団

的自衛権の行使を容認することなどを内容とする閣議決定を行い、これを実施するための法律を制定するものとし、そして冒頭に述べたように新安保法制法として成立、施行されたのである。

集団的自衛権行使を容認する新安保法制法は、政府が自ら確立してきた憲法9条の規範内容を否定し、その行使の新3要件にも客観的な限定性はなく、時の政府の判断によって、日本が他国のために、他国とともに、地理的な限定なく世界中で武力を行使することを可能とするものであって、憲法9条の規定に真っ向から違反するものである。

3 新安保法制法では、他にも①これまで武力行使する他国に対する支援活動をいわゆる「非戦闘地域」に限るとしてきた限定を大きく緩和し、「現に戦闘行為が行われている現場」以外の場所であれば、世界中で、弾薬の提供までも含む兵站活動を「後方支援活動」等として広く認め、また②国連平和維持活動における自衛隊の国際平和協力業務の範囲を広げ、武器使用権限も拡大させており、自衛隊の活動が他国による武力行使と一体化することが予想され、これらも従来の憲法解釈を大きく変更する内容となっている。

4 このような新安保法制法は、憲法9条の平和主義条項に明らかに違反し無効であり、内閣及び国会が、憲法改正の手続をとることなく、恣意的な憲法解釈の変更を行い、法律を制定して、憲法の条項を否定することは、憲法尊重擁護義務に違反し、憲法改正手続をも潜脱するものとして、立憲主義の根本理念を踏みにじるものであり、同時に国民主権の基本原則にも背くものであり、到底容認することはできない。

2 原告らの権利

弁護士 齋藤 宙也

続いて、集団的自衛権の行使等による権利侵害の概要を説明します。

訴状32頁以下で述べているとおり、原告は、新安保法制法により侵害される憲法上の権利として、①平和的生存権、②人格権及び③憲法改正・決定権の3つを主張しています。以下、これらの権利について簡潔に説明します。

まず、平和的生存権です。

憲法前文の規定により、国民に平和的生存権が保障されていること自体は明らかです。問題は、それが具体的権利であるかどうかです。平和のための世界的な努力、憲法の規定、憲法学研究成果と裁判例、平和を守るための動きといった要素から、平和的生存権は具体的権利であり、裁判規範性を有するものです。詳しくは、原告ら準備書面3を御覧ください。裁判例上も、名古屋高判平成20年4月17日裁判所HPは、平和的生存権について、「例えば、憲法9条に違反する国の行為、すなわち戦争の遂行、武力の行使等や、戦争の準備行為等によって、個人の生命、自由が侵害され又は侵害の危機にさらされ、あるいは、現実的な戦争等による被害や恐怖にさらされるような場合、また、憲法9条に違反する戦争の遂行等への加担・協力を強制されるような場合には、平和的生存権の主として自由権的な態様の表れとして、裁判所に対し当該違憲行為の差止請求や損害賠償請求等の方法により救済を求めることができる場合があると解することができ、その限りでは平和的生存権に具体的権利性がある」と述べています。

次に、人格権です。

憲法13条に基づき、生命、自由及び幸福追求の権利として人格権が認められることは明らかです。

人格権とは、人間が人間であることからその存在を全うするために認められる権利です。本件では、その具体的な内容として、①生命権・身体権及び精神に関する利益としての人

格権、②平穩生活権及び③主権者として蔑ろにされない権利（参政権的自己決定権）を摘示しています。詳しくは、原告ら準備書面9を御覧ください。

原告らは、内閣及び国会の新安保法制法の制定に係る行為によって、その生命・身体及び精神に対する侵害の危険により、また、平和に生活してきた平穩を壊されたことにより、さらに、憲法改正について主権者として意思決定をする機会を奪われるなどしたことにより、人格権が侵害され著しい精神的苦痛を受けていることを主張しています。

最後に、憲法改正・決定権です。

近代立憲主義は、全ての価値の根源にある個人の自由と権利を実現するために、国の政治の在り方を最終的に決定する力（主権）を有する国民が、権力を制限する規範として憲法を制定することによって成立します。憲法制定権力は国民が有し、実定憲法が制定されることによって、国民主権が制度化されるとともに、憲法制定権力は憲法改正権力に転化し制度化されます。

すなわち、国民各人は、国民主権及び民主主義の担い手として、憲法の条項と内容を自らの意思に基づいて決定する根源的な権利として憲法改正・決定権を有するのであります。憲法96条1項で、憲法改正手続として、国会の発議という間接民主主義による手続と国民投票という直接民主主義による手続が規定されていることはその現れにほかなりません。

新安保法制法の制定は、憲法9条の解釈を変更し、その内容を法律によって改変してしまうおとするものです。それは本来、憲法96条1項に定める国会の発議と国民投票の手続をとらなければならないことであるにもかかわらず、これを潜脱したものです。しかも、この憲法改正の手続を回避して採られた立法の国会審議の過程においては、参議院平和安全法制特別委員会において、地方公聴会の報告もなされず、総括質疑も行わず、不意について与党議員が委員長席を取り囲んで野党議員を排除し、「議場騒然、聴取不能」としか

速記に記録されない混乱の中で「可決」したとされる異様なものでした。

以上のように、新安保法制法の制定は、代表制民主主義をも蹂躪しつつ、本来憲法改正手続を踏まなければならないはずの、実質的な憲法改変を強行したものであり、憲法改正・決定権を侵害したものです。詳しくは、原告ら準備書面7を御覧ください。

3 新安保法制法の適用の実態

弁護士 岩井 知大

1 集団的自衛権行使等の危険

存立危機事態における集団的自衛権の行使については、その防衛出動が実際に発令される状況になれば、それはそのまま日本が臨戦態勢に入ることを意味する。新安保法制法の下では、日本は、そのようなことが実際に起こりうる現実の危険を抱え込むことになった。そして、内閣の憲法解釈の中心にいた宮崎礼壹元内閣法制局長官は、「まず、何らかの攻撃が実際にあったのかどうか、次に、あったとしてもそれが一国の国家意思による組織的・計画的な武力攻撃と評価すべきものなのか、さらに、前述したように、当該攻撃に至る経緯中に米国の国際法上議論の余地のある先行的武力行使はなかったのか。情報は挙げて要請国たる米国からの情報によらざるを得ないし、ことは緊急を要する。結局、これら全ての事実判断は要請国のいいなりにならざるを得ないであろう。」と指摘しておられるように、日本は、アメリカの言いなりに参戦せざるを得ない可能性は極めて高い。

1990年の湾岸戦争、1993年から94年にかけての朝鮮危機、2001年のアフガン戦争において他国軍隊の武力行使との一体化を回避してきたように、これまで日本は憲法9条とその政府解釈に基づいて、集団的自衛権の行使はもちろん、海外での武力行使に

至らないよう、国としての対応、自衛隊の活動に多くの制約を課してきた。それらは、ときにその制約を踏み外し、又は踏み外しそうになりながらも、少なくとも日本が直接の戦争当事者となったり、自衛隊員や日本人が戦争によって犠牲になることを防ぎ止めてきたのである。

2 南スーダンPKOの実態と改正PKO協力の適用の危険性

しかし、新安保法制法が初めて適用された南スーダンPKOにおいては、武力行使となりかねない極めて危険な状況が現実には生じていた。

政府間開発機構（IGAD）や周辺諸国の仲介により、2015年8月、南スーダンでは、大統領派と副大統領派の間で停戦合意が結ばれたが、停戦は1年も続かず、2016年7月以降の戦闘では、300名以上の兵士や市民が死亡した。すなわち、7月7日午後8時頃、政府軍と反政府勢力の銃撃戦があり、政府軍3人が死亡、反政府勢力2人が負傷した。7月8日午後5時頃、大統領府周辺で銃撃戦が発生、この戦闘で合計150人が死亡、他の地域で起きた銃撃戦と合わせて270人が死亡した。7月10日、自衛隊の宿営地のあるトンピン地区で銃撃戦が再燃する。午前、トンピン地区南西で政府軍車両が襲撃され、攻撃ヘリ2機が離陸し低空で移動。11時過ぎ、自衛隊の区画から北側100m先にある「トルコビル」に立てこもった反政府勢力とトンピン地区南側に陣取った政府軍との間で、自衛隊宿営地を挟んで、その頭越しに撃ち合いが始まる。逃げまどう住民たちがトンピン地区に押し寄せ、治安維持を担う歩兵部隊のルワンダ軍がウエストゲートを開けて自らの区画に誘導した。住民に反政府勢力が紛れ込んでいるとみた政府軍はルワンダ軍に迫撃砲弾を撃ち込み、これに対して、隣接した

区画のバングラデシュ軍が政府軍に対して発砲を行った。また、UNMISS司令部があるUNハウス地区には避難民保護施設があり、やはり多くの避難民が逃げ込んだところ、政府軍はこのPKO施設にも攻撃を加え、UNMISSの中国部隊要員2名が死亡した。7月11日、UNMISS司令部の近くのテラインホテルには多数の外国人援助関係者が滞在していたが、政府軍兵士約100名が襲撃し、ジャーナリスト1名を殺害したほか、略奪、レイプ等の暴虐行為を働いた。援助関係者はUNMISSに連絡して救援を要請したが、司令部から出動を打診されたエチオピア隊は動かず、他に現地に駆け付ける部隊はなかった。

上述のように、ジュバで生じていたのは、政府軍と反政府軍による紛れもない銃撃戦であり、戦車や攻撃ヘリまでも動員された「戦闘」そのものであった。しかも、国連PKOに対する攻撃の多くは、政府軍によるものであった。ここには「停戦合意」はもはやなく、PKO参加5原則が充足される状況は全くなかった。その中で、宿営地の隣りのビルをめぐる頭越しの銃撃戦を目の当たりにするなど、自衛隊員は生命の危険にさらされ、自衛隊の部隊は武力の行使の一手前まで追い詰められたのである。

このような南スーダンの現実には、駆け付け警護において、「紛争当事者の受入れ同意が維持されていれば国や国準が敵対する者として登場することはない」などという、7.1閣議決定やPKO協力の前提が、全く成り立たないことを雄弁に物語るものでもある。

また2016年7月、ルワンダ隊が避難民を受け入れた共同宿営地に対して政府軍が攻撃を始め、これに対してバングラデシュ軍が応戦して、UNMISSと政府軍の間で戦闘が

行われている。この時点では改正PKO協力法が施行されていたから、現地の自衛隊は、宿营地共同防護に踏み切ろうとすれば、法律上は可能であった。自衛隊は、「火網の連携」に踏み入る一歩手前の状況に置かれたのである。そしてその相手は、紛れもない「国家」としての政府軍であったから、その銃撃戦への参加に踏み切れれば、それは紛れもない武力の行使となったのである。

さらに政府は、本年4月2日、シナイ半島の多国籍監視軍(MFO)に、司令部要員として陸上自衛官2名を派遣することを閣議決定した。南スーダンでもそうであったように、政府は、まずは司令部要員を派遣するが、将来的には部隊派遣も視野に入れていると言われる。シナイ半島は、2011年の「アラブの春」でエジプトのムバラク政権が崩壊して治安が悪化し、ISに忠誠を誓う過激派グループがエジプト軍や治安部隊への攻撃を繰り返してきている。2015年7月にはエジプト軍検問所をアルカイダ系組織が襲撃して50人以上が死亡し、2015年10月にはロシア民間機がシナイ半島で墜落して乗員・乗客224人が死亡する事故が発生しISが犯行声明を出した。また、2017年11月にもモスクが襲撃され、300人以上が死亡するテロが発生し、ISの関与が疑われている。外務省は、半島の大半について、危険情報で2番目に厳しい「渡航中止勧告」にしており、シナイ半島の情勢も極めて不安定である。南スーダンの二の舞を犯してはならない。

3 米軍の武器等防護の実施等と北朝鮮との軍事的対立

ここでは、新安保法制法による改正自衛隊法95条の2等の適用過程を検討し、その危険性と問題点を指摘する。

この規定に基づく米軍艦船の防護が、新安保法制法の適用として2017年5月に実施さ

れた。この米艦防護に先立って、海上自衛隊は、空母カールビンソンと訓練を繰り返していた。3月にはバシー海峡・沖縄・九州西方海域や東シナ海での共同訓練、4月23日から数日間は東シナ海を北上しつつ北朝鮮を牽制するとみられる共同訓練を実施した。その上で同月29日、カールビンソン艦隊は対馬海峡を経て日本海に入り、北朝鮮を威圧するための海上行動を展開していたが、「いずも」と「さざなみ」は、そのカールビンソン艦隊に向かう米補給艦の武器等防護をしたのだった。この過程は、日本がアメリカと一体となって北朝鮮に圧力をかけ、対抗していることをあからさまに示すものである。このような日本の行動は、アメリカと一緒に北朝鮮と対立し、日本をして北朝鮮との軍事的対立当事者としての立場を明確にするものにほかならず、より一層武力行使の危険を高める結果となっていしまっている。

他方、武器等防護等について公表される情報は、「自衛隊法95条の2の運用に関する指針」により極めて不透明であり、どんな状況でどんな必要があったから、いかなる艦船や航空機による防護行動がどのようになされたのか、武器を使用する可能性があったのかどうかなど、肝心なところは皆目分らない。国民が気づいたときにはすでに日本は、武力衝突や戦争に突入している可能性が高いのである。このような条項は、違憲であり、余りにも危険であって、放置されてはならない。

以上

4 日本の軍事国家化の危険

弁護士 福田 護

1 新安保法制法の制定による自衛隊の変貌
いま、この国は、まぎれもなく軍事国家への道を進もうとしています。私たちは、大きな岐路にさしかかっており、その危険を正面

から見据えなければならぬと考えます。

新安保法制法は、従来の憲法9条による軌を解き放ち、自衛隊の世界規模の、かつ攻撃的な活動を可能にしました。地理的限定なく、存立危機事態に当たると判断されれば集団的自衛権を行使し、戦闘地域において他国軍隊に対する弾薬の提供をも含む物品・役務の提供をするなどです。新安保法制法以前は、自衛隊の実力の行使は、基本的に日本の領海・領空とその周辺にとどまるべきものとされていたのが、それを越えて世界に広がることになったのです。

しかもそれらの自衛隊の活動は、新安保法制法と表裏一体のものとして合意された日米新ガイドラインに基づいて、日米同盟の強化・拡大の下、米軍と自衛隊の共同化、緊密化、さらには一体的運用として行われるべきこととされました。

このように、自衛隊の任務・活動は新安保法制法によって大きく広がり、かつ、アメリカの世界戦略の中に緊密に組み込まれることになりました。これを受けて、自衛隊の編成、装備等も、従来の専守防衛的な性格を踏み越え、次々と攻撃的性格のものが導入されるようになりしました。アメリカの海兵隊を模した水陸機動団の編成とオスプレイの導入、ステルス戦闘機F35の導入、戦闘機に搭載する長距離巡航ミサイル導入計画などが、その典型的なものです。

2 新防衛大綱と軍事国家化への道

そしてこのような方向性を具体的・体系的に打ち出したのが、昨年12月18日に閣議決定された新たな防衛計画の大綱（新防衛大綱）と中期防衛力整備計画（新中期防）です。それは明らかに、自衛隊の軍隊化、日本の軍事国家化の方向性を指し示しています。

新防衛大綱は、「現在、我が国を取り巻く

安全保障環境は、極めて速いスピードで変化している」とし、防衛力の強化を「従来とは抜本的に異なる速度で行わなければならない」と、異常なまでに安全保障上の危機を訴え、防衛力の強化を強く打ち出しています。

そして新中期防は、5年間の防衛力整備計画の実施に必要な防衛費を、2018年度価格で27兆4700億円程度を目途とするとし、旧中期防から大きく拡大しています。なお、2019年度予算の防衛関係費は5兆2574億円に増大しています。

攻撃的装備の具体例をいくつか挙げると、「スタンド・オフ防衛能力」の獲得とされているのは、安全圏から他国の領土を射程に入れることができる長距離巡航ミサイルを導入し、合計147機もの大量取得を決定したステルス戦闘機F35や、現有のF15戦闘機の改修機などに搭載しようとするもので、これはすなわち敵基地攻撃能力の保有にほかなりません。

また新防衛大綱にはとうとう、攻撃的な空母の導入が取り込まれることになりました。これは、日本最大の「いずも」「かが」のヘリ空母型護衛艦を改修して、短距離離陸・垂直着陸が可能な戦闘機F35Bを搭載し、戦闘機用空母としての運用を可能にしようとするものです。

これらの編成や装備の強化は、特に中国の動向を中心に据えたものとなっています。そして新防衛大綱においては、日米同盟の強化と共同計画・共同訓練・共同運用が強調されていますが、ここからは日米が一体となって中国に対抗する軍事同盟としての性格が浮かび上がってきます。それはまさに、アメリカと一緒に戦うための自衛隊像なのです。

3 原告らの訴えの客観的現実性

本件原告らは、異口同音に、新安保法制法

の制定によって、再び日本が戦争に参加し又は巻き込まれ、またテロの対象になることの危険や脅威を感じ、不安を抱き、それぞれの経験や社会的立場に応じた具体的内容を訴えています。それは、原告らが新安保法制法制定時から肌で感じとっていたものであり、その後の法適用の過程や自衛隊の変貌等によって、客観的かつ現実的なものとして裏付けられてきているのです。

この国が再び軍事国家への道を歩み始めている。このことは、決して絵空事ではありません。

5 原告らの被害

弁護士 関守麻紀子

1 本件訴訟の原告らは、自ら戦争を経験した者、戦後に生まれ親や祖父母らから戦争の悲惨さを聞かされて育った者、在日米軍基地、自衛隊基地の近くに住む者、教職に就く者、海外での活動に従事する者など、年齢も社会的立場も経験も様々である。それぞれの経験や社会的立場に基づいて、原告らは人格を形成し、代わりの効かないそれぞれの人生を築き上げてきている。

新安保法制法の制定により、原告らは、平和的生存権、人格権、憲法改正・決定権を侵害された。生命や身体の危険にさらされ、あるいは甚大な精神的苦痛を被っている。

2 原告らには、70余年前のアジア・太平洋戦争を経験した者もいる。戦争を生き残った原告らは、戦争で家族を亡くし、友人を亡くし、死体を踏みつけながら火の海の中を逃げまどって生き延び、空襲の恐怖に怯え、家を焼け出され、戦中、戦後の食糧不足で生命と人格の維持を危険にさらされ、物のない生活に苦しみ、苦しみぬいて生きてきた。家族や友人を亡くした心の傷を、70余年を経た今もなお抱き続けている原告もいる。

悲惨な経験を余儀なくされた原告らは、なぜ多くの命が失われなければならなかったのか、戦争とは一体なんであったのかを考え抜いた。

日本は、戦争という悲惨で過酷な経験を経て、戦争放棄を定めた新憲法を制定したのであり、憲法は多大な犠牲を引き換えに得た道しるべであって、決して失ってはならないものだと考え、また、これを後世に引き継ぎ、後世の世代に再び戦争による悲惨な経験をさせてはならぬ責務があると考えて、戦後を生きてきた。

このような原告らは、新安保法制法の制定により、日本が再び戦争を行うことが可能とされたことで、戦争で失われた身近な人の命、多くの命、自らの過酷な体験、それを乗り越えるために積み重ねてきた努力のすべてが軽視され、踏みにじられたと感じ、強い苦痛を覚えている。

また、これまで封印してきた戦争の記憶が甦り、生命の危機にさらされた恐怖が想起されることによる苦しみを受けている。

3 神奈川県は、全国で2番目ともいわれる「基地県」であり、原告らには、厚木基地や横須賀基地という在日米軍基地、自衛隊基地の近くに居住する者も多い。基地周辺住民は、基地を離着陸する軍用機の激甚な騒音や、墜落事故、部品落下事故、原子力事故発生の不安に日々苦しめられており、また、9.11テロやイラク戦争などの非常時には基地の警戒態勢が強まる様を目の当たりにして、いわば戦争を感じながら生活することを余儀なくされている。もっとも、これまでは「米国が行う戦争」であったのが、新安保法制制定により、日本が戦争の当事者となりうることとなった。基地が相手国やテロの対象とされる現実的可能性が生じており、原告らは、自らが戦争に巻き込まれ、生命、身体、財産、生

活を侵害される危険にさらされることとなった。

横須賀基地は米軍原子力空母の母港であり、同基地がテロないし武力攻撃を受けることとなれば、戦争と原子力災害被害の二重の被害を生じることとなる。

また戦争に至らずとも、新安保法制法の制定により、日米軍事一体化が加速して基地の活動が活発となり、現在生じている騒音被害や、墜落事故、部品落下事故、原子力事故発生危険性が增大することにより、原告らの生命、身体、財産、生活の侵害の危険性が増すことになる。

4 原告らは、ほかに、教師や研究者、労働者、海外で活動するNGO職員、戦争被害を学んだ者、子の親等、社会的立場はさまざまであり、それぞれに固有の経験を積み、人格を形成してきた。

それぞれがこれまでの人生の過程で、戦争を放棄した憲法を維持し、戦争や軍備により生命や自由や財産を侵害されることなく、恐怖と欠乏を免れて平和のうちに生存することを願い、かつそのような平和な国と世界を構築することを誓ってきた。その歩みは各人の人格を形成している。新安保法制法の制定は、原告のこれらの権利・利益を侵害し、原告らの人格を侵害するものである。

新安保法制法の国会審議の過程では、多くの国民が反対の声をあげ、その声は日を追うごとに大きくなり、憲法学者や元内閣法制局長官など多くの法律の専門家が違憲であると指摘した。戦争を放棄した憲法は、戦争の犠牲と引き換えに得られたものであり決して失ってはならないものであると考える原告らも自ら、反対の意思を示してきた。

新安保法制法は憲法9条を改変するものにほかならないものである。憲法改正であれば、憲法が定める改正手続きを経なければな

らず、原告ら1人1人が直接投票による意思表示をする機会が保障されているのであり、原告らは、憲法改正に関する意見表明や国民投票運動、そして投票を通じて、憲法改正手続きに関わることができた。

しかし、これがなされないまま、しかも参議院平和安全法制特別委員会では議事録に「議場騒然、聴取不能」と記載されるような混乱の中で採決が強行されて、新安保法制法が制定されたことにより憲法の内容が改変された。原告らは、主権者としての権利を奪われたのであり、原告らは、強い怒りと多大な精神的苦痛を覚えている。

5 被告国は、原告らの被害は、「結局のところ、我が国が戦争やテロ行為の当事者になれば、国民が何らかの犠牲を強いられたい危険にさらされるのではないかといった漠然とした不安感を抱いたという域を超えるものではない」、「結局、平和安全法制関連法2法に反対している自らの主義が容れられないことにより心情が害されたことを言い換えたものにすぎ」ないものであり、国家賠償法の救済の対象となる具体的な権利ではない、と主張する。

被告の主張は、原告らがこれまで積み重ねてきた実体験、それに基づく人格の形成、主権者としての意思を軽視するものであること甚だしい。到底認められない。

以上

6 安保法制違憲訴訟の意義

弁護士 伊藤 真

1 新安保法制法の違憲性の持つ意味

新安保法制法の違憲性は明白であり、在宅投票制度廃止事件の最高裁判決（昭和60年11月21日）のいうところの、「国会議員の立法行為は、立法の内容が憲法の一義的な文言に違反しているにもかかわらず国会があえて当該立法を行うというごとき、容易に

想定しがたいような例外的な場合」にあたり、かつ、在外邦人選挙権制限違憲訴訟判決（平成17年9月14日）及び再婚禁止期間に関する最高裁大法廷平成27年12月16日判決にいうところの、「立法の内容又は立法不作為が国民に憲法上保障されている権利を違法に侵害するものであることが明白な場合」にあたることは明らかである。

そして、原告らは平和的生存権、人格権、憲法改正・決定権の侵害を訴えているが、原告らの被害実態は、原告らのこれまでの経験、信条、良心など本人の人格形成過程や人となりそのものを前提にしなければ明らかにならない。各自の人生における、ときに過酷な体験が今回の新安保法制法制定によって被った精神的苦痛の根源になっている。したがって、裁判所としては原告尋問の形で原告らの声を直接聞くことは審理に不可欠である。

被害の実相の深い意味を知るためには、軍事専門家や基地問題の専門家の証言は不可欠であるし、当然、新安保法制法の違憲性についても専門家証人の証言は欠かすことができないものである。こうした原告本人尋問、証人尋問を含めた十分な証拠調べを行うことによって、原告らの被害、新安保法制法の違憲性とそれを制定した立法行為の違法性を初めて明らかにすることができる。その意味では裁判所がこの訴訟にどのように向き合い、この訴訟の意義をどう理解するかは極めて重要なことと考える。

2 裁判所と裁判官の職責について

これまででもそれぞれの時代における、その時代固有の司法の役割、裁判官が果たすべき役割があった。今の時代は、政治部門が憲法を尊重し敬意を払っているとは思えない状況にあり、政治部門内での権力が一部の者に

集中し、権力の抑制・均衡が機能不全に陥っている。これまでにないほどに立憲主義、平和主義、民主主義といった憲法価値が危機に直面している。こうした時だからこそ、果たさなければならない司法の役割、裁判官の使命があるはずである。それは決して政治部門への追従などではない。

仮に、裁判所が新安保法制法に対して憲法判断を避けることにより、今後も違憲の既成事実が積み重ねられることになれば、原告らの権利回復ができないばかりか、多くの自衛官が海外での戦闘で殺傷されるような事態を招くことにもなりかねず、さらには将来、原告を含む多くの国民・市民の生命、自由、財産が奪われることになる。そのような事態に至らないよう、日本の裁判所も諸外国の裁判所と同様に、人権、そして憲法価値を守る存在であることを明確な判決で示す必要がある。日本にも「法の支配」が存在することを内外に明らかにする職責がある。

新安保法制法が強行採決されてから、本日までに全国で1685名の弁護士が訴訟代理人となり、東京、福島、高知、大阪、長崎、岡山、埼玉、長野、神奈川、広島、福岡、京都、山口、大分、札幌、宮崎、群馬、釧路、鹿児島、沖縄、山梨、名古屋の22の地方裁判所で25の裁判が提訴され、原告は全国で7675名に及んでいる。

この裁判では、多岐にわたる論点が争われているが、司法の姿勢と存在意義が問われていることは間違いない。全国で提訴している安保法制違憲訴訟において、これまでのところ、3類型の裁判所の対応がみられる。

前橋地裁においては、裁判所が新安保法制法の違憲性を争点として整理した上で、6月13日には原告本人尋問、原告請求の証人尋問が予定されている。

東京地裁においては、当初は原告本人尋問

を行い丁寧に原告の声に裁判所が耳を傾けてくれたが、その後残念なことに裁判官が交代してしまい、交代後の裁判官は、原告からの証人尋問申請を却下して、結審しようとしている。

札幌地裁においては、原告が原告本人尋問と証人尋問を請求したにも関わらず、その採否の判断を明確に行うことなく、突然に結審してしまった。原告代理人に最終準備書面を提出する機会も、証人尋問に変わる意見書を提出する機会も与えることなく突然の結審を強行した上で、4月22日に判決すると期日だけ指定した上で、原告敗訴の判決を言い渡した。

これは驚くべき訴訟指揮を言わざるを得ないが、東京地裁と札幌地裁の裁判は、エリートコースに乗っている裁判官によって行われたからだと評する者がいる。しかし、エリート裁判官とは何なのであろうか。原告の声や訴えに耳を傾けることなく、ただただ事務処理を迅速にこなすだけの存在なのであろうか。それは単なる法律事務処理屋にすぎず、裁判官でも法律家でもない。真のエリート裁判官とは、自らの出世を顧みず、政治部門に忖度せず、裁判所内部における人事評価を気にして本来の役割を放棄することもなく、自らの良心にのみ従って裁判する法律家であろう。

このように、同じ問題に対する裁判所の対応が異なるのはなぜであろうか。裁判官は憲法76条3項が命じるとおり、良心に従って、憲法および法律にのみ拘束される。同じ憲法と法律に拘束されている以上、裁判所ごとの対応の違いは、法の解釈の違いというよりも、どのような訴訟指揮、裁判をすることが自己の良心に合致するかの違いといわざるをえない。とすると、この裁判は、裁判官の良心が問われている。それはどのような良心をもつ

た裁判官によって、日本の司法が担われているのかという日本の司法のあり方が問われているのと同義である。

原告の請求を棄却する場合でも問題の重要性から憲法判断を行うことは、再婚禁止期間訴訟最高裁平成27年判決でも認められ、その調査官解説でも指摘されているとおりである。

要は問題の本質をどう捉えるかであり、司法の役割をどう捉えるかの問題なのである。

3 これまでの憲法9条裁判との違い
本件訴訟は、これまでの憲法9条が問題となった裁判とはまったく異なるものである。3点、違いを指摘する。

まず、長沼事件、恵庭事件とは異なり、自衛隊の存在そのものの合憲性を争うものではない。また、砂川事件のように日米安保条約の合憲性を争うものでもない。これらの点において、政治部門への配慮の必要性がまったく異なる。長期間に渡り存在してきた組織や条約に対する憲法判断が求められているのではなく、違憲の立法行為を指摘するだけである。

次に、イラク派兵差止訴訟等と異なり、法律制定手続自体の瑕疵をも問題にしている訴訟である。法律制定手続の異常さ、すなわち十分な議論も国民への説明もなされないままに、これまでとは全く違う国柄になってしまうような前代未聞の事態が起こった。民主主義というプロセスそのものが傷つけられたことを国家行為の違法性の根拠としている。

そして何よりも、政治的に意見が分かれる問題について政治的敗者が不満を述べているようなものではまったくない。圧倒的多数の有識者や法律専門家が違憲と指摘する法律が、国民の半数以上が十分な議論を経たとはいえないとする中で、単なる数の力によって成立させられてしまったという法的にはクー

データとも評される事態を問題にしているのである。

以上の諸点からも、これまでの9条裁判とは全く異なる性質を持った訴訟である。また、新安保法制法の安全保障政策上の当否の判断を裁判所に求めているものでもない。あくまでも、新安保法制法が、憲法が許容している枠組みを逸脱しているか否かの判断を求めているだけである。それにもかかわらず、あえて憲法判断を避けて、損害論あるいは法的保護利益がないと判断して訴訟を終結させることが行われるとしたら、それ自体が、司法の政治部門への追随という極めて政治的な意味を持ってしまうことを忘れてはならない。

4 最後に

私事で恐縮だが、私は38年間司法試験の受験指導に携わってきた。同時に憲法研究と憲法価値の普及を自らの使命と考え、全国で講演活動を続けている。立憲主義が蹂躪されたときに一人の国民として何ができるかを考え、実践しているつもりではある。しかし、隔靴搔痒の感を否めず、歯がゆい思いをしている。率直に言って、同じ憲法を学んだ者として、裁判官をとてもうらやましく思う。裁判官はすばらしい職業である。なぜなら、憲法価値を守る権限が与えられ、それを仕事として実践できる唯一の職業だからである。自らの意思で憲法をよみがえらせることが出来、目の前で苦しんでいる原告に希望の光を与えることができるのは裁判官だけである。そして、裁判官には何も畏れるものがない。仮にあるとしたら自分の良心だけである。従うべきものも自らの良心と憲法だけである。

代理人は、裁判所にあえて「勇気と英断」などは求めない。裁判官としての良心に向き合い、法律家としての職責を淡々と果たしていただきたいだけである。憲法を学んだ同じ法律家として、司法には、政治部門に対して

強く気高く聳え立ってほしい。このことを弁論更新に際して切に願う。

以上